**平成２６年（フ）第２１２号**
大津市南郷１丁目19番１号　ガーデンハウスＩＢ22号、前住所大津市大江６丁目39番２号ベルヌーブ森神Ⅱ202
債務者　田中　浩介
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２２３号**
大津市見世２丁目10番32―406号
債務者　田中　成俊
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２３８号**
大津市横木２丁目13番８号　豊栄住宅202
債務者　打越山美佳
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２４３号**
大津市本丸町６番15―406号
債務者　江口　　亮
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２４５号**
滋賀県湖南市三雲506番地　110号
債務者　福森　正美
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２４９号**
大津市膳所２丁目14番10号　ハイム西川ＺＥＺＥ202
債務者　車戸　勝正
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第６４４号**
広島市西区中広町２丁目30番22号
債務者　金原　正子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第６４８号**
広島市佐伯区八幡３丁目22番33―102号
債務者　河村　明直
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１１０号**
愛媛県西条市船屋甲451番地２、前住所愛媛県新居浜市萩生2377番地の46
債務者　瀧川　芳和
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　松山地方裁判所西条支部

**平成２６年（フ）第４０号**
福岡県筑後市大字井田314番地　市営住宅井田団地232号
債務者　水町　由香
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　福岡地方裁判所八女支部

**平成２６年（フ）第２３０号**
大分市城崎町２丁目４番30号　城崎アヴェニュー203
債務者　井上　俊英
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第２３１号**
大分市城崎町２丁目４番30号　城崎アヴェニュー203
債務者　井上　由美
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第５２号**
大分県中津市中央町１丁目８番26号
債務者　倉光美奈子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

**平成２６年（フ）第１０２号**
鹿児島県鹿屋市大手町６番１号　シュービル301号、住民票上の住所鹿児島県肝属郡肝付町前田3871番地
債務者　Ｓｐｅａｋ　ｅａｓｙこと　徳森　俊介
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２６年（フ）第１４号**
沖縄県石垣市字登野城82番地
債務者　宮良　忠使
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　那覇地方裁判所石垣支部

**平成２６年（フ）第５２号**
長野県諏訪郡下諏訪町社6723番地６
債務者　林　あすか
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　長野地方裁判所諏訪支部

**平成２６年（フ）第６５号**
長野県下伊那郡松川町元大島3263番地５　エスポワール城北Ａ101
債務者　山尾　晴美
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　長野地方裁判所飯田支部

第明治三十五年三月三十一日種郵便物認可